

重度心身障害者医療助成の所得制限について

1 概要

次に掲げる方の前年所得(1月～7月までは前々年の所得)が、下記2の表に掲げる額以上である場合には、重度心身障害者医療助成制度による医療費の助成を受けることができません。

- (1) 苫小牧市重度心身障害者医療助成条例上の「重度心身障害者」
- (2) 上記(1)の方の生計を主として維持する配偶者(事実婚を含む。)又は扶養義務者。

(苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例第3条)

2 所得制限の額

扶養親族等の数に応じて、次のとおり定めています。

扶養親族の数	0人	1人	2人以上
所得制限 ライン	6,287,000 円	6,536,000 円	6,536,000 円に 2人目以降の扶養親族等 につき213,000円ずつ 加算した額※

※扶養親族等に老人扶養親族がある場合には、加算額が変更になる場合があります。

(苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第2条の2)

【参考】

所得額＝年間収入金額－給与所得控除－80,000円－諸控除※

※諸控除：(特別)障害者控除、配偶者特別控除、医療費控除等